議第199号　令和8年度京都市高速鉄道事業

特別会計補正予算

補正予算に関する説明書

令和8年度京都市高速鉄道事業特別会計補正予算実施計画

収　益　的　支　出

款	項	目	補正予定額	備　　考
			千円	
1 高速鉄道事業費用			344,000	
	1 営　業　費　用		344,000	職員の給料等
		1 線 路 保 存 費	25,627	
		2 電 路 保 存 費	31,488	
		3 車 両 保 存 費	36,467	
		4 運　　転　　費	117,784	
		5 運　　輸　　費	86,673	
		6 運 輸 管 理 費	15,365	
		7 一 般 管 理 費	30,596	

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

1　総　　括

区　　分	職　員　数		給　　与　　費			法　定 福 利 費	合　　計
	特別職	一般職	給　　料	手　　当	計		
	人	人	千円	千円	千円	千円	千円
補　正　後	—	691	2,813,073	3,219,545	6,032,618	1,258,461	7,291,079
補　正　前	—	691	2,725,349	2,978,480	5,703,829	1,243,250	6,947,079
比　　較	—	0	87,724	241,065	328,789	15,211	344,000

注　法定福利費については、法定福利費引当金繰入額を含む。

手当の内訳	区　分	扶養手当	地域手当	超過勤務 手　当	特殊勤務 手　当	期末手当	通勤手当
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補　正　後	99,012	292,029	578,954	31,109	1,325,252	129,838
	補　正　前	99,012	283,257	560,564	31,109	1,258,512	129,838
	比　　較	0	8,772	18,390	0	66,740	0

手当の内訳	区　分	住居手当	退職給付引 当金繰入額	管　理　職 手　　当	管理職員特 別勤務手当	休　日　勤　務 手　　当	夜間勤務 手　　当
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補　正　後	60,513	587,749	22,157	709	5,500	86,723
	補　正　前	60,513	443,366	22,157	709	5,500	83,943
	比　　較	0	144,383	0	0	0	2,780

注　期末手当については、賞与引当金繰入額を含む。

一般職職員1人当たり給与費の状況

区　　分	1人当たり給与費
補　正　後	千円 7,854
補　正　前	7,611

注　会計年度任用職員を除く。

2　給料及び手当の増減額の明細

区　分	増△減額	増減事由別内訳		備　　考
	千円		千円	
給　料	87,597	1　給与改定に伴う増△減分	87,597	給与改定の状況 月例給の引上げ　平均　2.95% （令和8年4月から適用） 期末手当の引上げ　0.05月 （令和8年12月から適用）
		2　その他の増△減分	—	
手　当	240,950	1　給与改定に伴う増△減分	240,950	
		2　その他の増△減分	—	

注　特別職を除く。

3　給料及び手当の状況

(1) 平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢（令和8年10月1日現在）

区　　分		事務・技術 （企業職給料表 土木技術職建築技術職電気技術職機械技術職給料表）	高速運転士 （企業職給料表）	高速運転士 （運輸職給料表）
給与改定後	平均給料月額	円 372,874	円 384,925	円 285,954
	平均給与月額	円 514,915	円 555,441	円 409,962
	平均年齢	歳 47	歳 56	歳 40
給与改定前	平均給料月額	円 361,453	円 373,134	円 276,231
	平均給与月額	円 499,839	円 539,877	円 396,350
	平均年齢	歳 47	歳 56	歳 40

注　各給料表適用の職員は、次のとおりである。

(1) 企業職給料表　他の給料表の適用を受けないすべての職員

(2) 土木技術職建築技術職電気技術職機械技術職給料表　土木、建築、電気及び機械の技術業務に従事する職員

(3) 運輸職給料表　市バス運転業務及び高速鉄道の駅職員業務等に従事する職員のうち、平成12年3月1日以後に採用された職員

4　高速鉄道

(2) 期末手当

区　　分	支給期別支給率		支給率計	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備　　考
	6月	12月			
給与改定後	2.325 月分	2.375 月分	4.70 月分	有	
給与改定前	2.325	2.325	4.65	有	
一般会計の制度	2.325	2.375	4.70	有	勤勉手当を含む。

注1　特別職、再任用職員及び会計年度任用職員を除く。
　2　一般会計の制度は、令和8年度給与改定後の支給率等である。